

薬事法規制度及び倫理解説2015-16【正誤】

ページ	行	誤	正
3	1-2の最後の行	その後の近年の変革については、事項を参照されたい。	削る
5	1-3の4行目	ドラッグストア	薬店
6	1-6の6行目	都道府県や政令市においては、	都道府県や政令市等においては、
11	2-2	虫歯	う歯(虫歯)
15	5-2の2行目	(痴呆や――)	(認知症や――)
29	3の8行目	第6部第1節	第6部
53	bの10行目	iPS細胞等を想定	iPS細胞等
57	1の2段落目3～5行目	また、厚生労働省から発出された「臨床研究に関する倫理指針」――[疫学研究に関する倫理指針]――も本宣言に基づいている。	また、文部科学省及び厚生労働省から発出された「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年12月22日)(第2部第5節参照)も本宣言に基づいている。
62	《解説》(2)2行目最後の行	第2部第5節参照	第2部参照
62	《解説》(4)2行目	必要な情報を提供しなければならない	必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。
68	3行目	製造企業	製造販売業者
73	(10)	第20	第8章第20
80	8行目	(2-2-3参照)	(2-5参照)
105	1-4の解説(3)	なし	法律と告示の関係の例示に日本薬局方を追加
108	上5行目の注	処方箋、覚醒剤の用語については第2節の参考(5)を参照。	最近では「処方せん」が「処方箋」に「覚せい剤」が「覚醒剤」に改められたが、法律改正が行われていない場合があり、混在している。
109	1-2の(2)	1-2-1	(1)
110	1-3-1の解説(4)	痘そうワクチン	インフルエンザワクチン
112	1-3-3の枠内	医薬品に該当するものを除く	医薬品及び医薬部外品に該当するものを除く
114	1-3-7の解説	患者数が5万人に達せず	患者数が5万人(ただし、当該用途が難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定難病である場合は、人口の1,000分の1)に達せず
126	(13)	次に掲げる調剤に必要な設備及び器具を備えていること。	次に掲げる調剤に必要な設備及び器具を備えていること。ただし、イからカまでに掲げる設備及び器具については、それぞれ同等以上の性質を有する設備及び器具を備えていれば足りるものとする。
126		イ 液量器(20cc及び200ccのもの)	イ 液量器
126		ル メスピペット及びピペット台	ル メスピペット
126		ヲ メスフラスコ及びメスシリンダー	ヲ メスフラスコ又はメスシリンダー
126		カ ロート及びロート台	カ ロート
141	《解説》		削る
142	3-1-2-1のタイトル	医薬品、医療機器及び	医薬品、医薬部外品及び
159	6-1-6の解説の表	インターネット販売の「可」	「可(劇薬は不可)」
164	表3-9	薬事法上の分類	分類
178		「譲渡人から交付された文書の帳簿は、最終記載の日から2年間譲渡人が保存する」	「譲受人から交付された文書(電子化されたものでも可)は、譲渡の日から2年間、譲渡人が保存する」

209	13-1(1)	薬事法	医薬品医療機器等法
209	13-1(2)	(法第2条第5項)	(法第2条第15項)
214	14の枠内(1)	患者数が5万人に達せず	患者数が5万人(ただし、当該用途が難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定難病である場合は、人口の1,000分の1)に達せず
214	14の枠内(2)④	(法第14条)	(第14条第7項、第23条の25第7項) 7項は削除可
214	14の枠内(2)⑤	希少疾病用医薬品	希少疾病用医薬品及び再生医療等製品
214		(法第14条の4)	(法第14条の4、第23条の29)
214	《解説》	希少疾病用医薬費等	希少疾病用医薬品及び再生医療等製品
228	4-5《解説》	現在の解説に追記	含量規格が異なる後発医薬品又は類似する別剤形の後発医薬品への変更調剤は、変更調剤後の薬剤料が変更前のものと比較して同額以下であるもの限り、対象となる。
229	4-8(1)の⑤の次	追加	変更調剤後の薬剤料が変更前のものと比較して同額以下であるもの限り、対象となるものであること。
229	4-8(2)	薬事法	医薬品医療機器等法
233	(9)	成人後見人	成年後見人
278	1-4-1《解説》2行目	薬事法	医薬品医療機器等法
309	(44)	薬事法	医薬品医療機器等法
315	1-2-2《解説》		1-2-1の解説に移動
318	1-5-3登録の解説	毒劇法施行令36の4	毒劇法施行令36の7
327	1-15-1の(2)	表3-4-e5	表3-29
391	図4-8 国民健康保険の部分	退職者医療制度	削除
401	3-1-1-4(1)枠内と《解説》	2割*及び*の解説	「2割」とし、解説を削除
469	8-2の(2)後発医薬品	先発医薬品の0.7	先発医薬品の0.6
469		10を超える場合は0.6	10を超える場合は0.5
487	表	第4-36	表4-36
580	5-2(1)	平成13年から実施され、平成17年からはGVP省令第2条第3項で規定していたが、現行の	削る